

令和6年度 宇部市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、市が行う障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての部局等が行う物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、市内に所在する次の障害者就労施設等とする。

ア 法第2条第2項に規定する障害者支援施設

イ 法第2条第2項に規定する地域活動支援センター

ウ 法第2条第2項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 前記アからウまでに掲げる施設に準ずる施設として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

オ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成24年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

キ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

ク 法第2条第3項に規定する在宅就業障害者

ケ 法第2条第4項に規定する在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

市が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注可能な物品等を対象とする。

5 令和6年度の物品等の調達目標

令和5年度の調達実績（約102,036千円）を踏まえ、前年度を上回る103,879千円とする。

6 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次の取組を行う。

(1) 情報の収集及び共有

市内の障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、市の全ての部局等でその情報を共有する。

(2) 受注機会増大のための措置

市の全ての部局等は、物品等を調達しようとするとき、前例にとらわれず障害者就労施設等からの調達が可能であるか、発注に先立ち検討するとともに、物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう次の観点についても配慮することとする。

ア 可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法に配慮するように努める。

イ 物品等の仕様や納期等については、障害者就労施設等と十分な調整に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するように努める。

(4) 関係機関との連携

その他物品等の調達の推進については、関係機関と連携をとりながら推進する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) この方針を策定又は見直したときは、市ウェブサイト等により公表する。

(2) この方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、実績の概要を取りまとめ、市ウェブサイト等により公表するものとする。